

滋賀県衛生科学センター整備事業

入札説明書

令和7年(2025年)6月

滋賀県

目 次

第 1	総則	1
1	入札説明書の位置付け	1
2	入札説明書の構成	1
3	用語の定義	1
第 2	本事業の概要	4
1	事業名	4
2	事業用地の概要	4
3	施設概要	4
4	事業方式	5
5	事業対象業務	5
6	事業期間	5
7	予定価格	5
8	担当部局	5
第 3	入札参加に必要な資格に関する事項	6
1	入札参加者の構成等	6
2	入札参加者の参加資格要件(共通)	7
3	特定 JV の代表構成員の参加資格要件	8
4	特定 JV の構成員(代表構成員を除く。)の参加資格要件	9
5	設計業務を実施する入札参加者の参加資格要件	9
6	工事監理業務を実施する入札参加者の参加資格要件	10
7	全ての配置予定技術者に共通する参加資格要件	10
8	参加資格の確認基準日	10
9	参加資格の喪失	10
第 4	総合評価に関する事項	13
1	落札者の決定方法	13
2	総合評価の方法	13
第 5	入札手続に関する事項	14
1	入札スケジュール	14
2	入札説明書等の公表	14
3	要求水準書等の交付	14
4	入札説明書等に関する質問の受付	15
5	入札説明書等に関する質問への回答の公表	15
6	入札参加表明書等の受付	15
7	入札保証金の納付等に係る書類の提出	16
8	入札参加資格確認結果の通知	16
9	入札に参加する要件がないとされた者に対する理由の説明	16
10	要求水準書等に関する質問の受付	17
11	要求水準書等に関する質問への回答の公表	17
12	個別対話の実施	17
13	入札提出書類(提案書)の提出	18
14	落札者の決定	20
15	結果の通知および公表	20

1 6	非落札理由に対する説明	2 0
1 7	非落札理由に対する苦情の申立	2 0
第 6	遵守事項	2 1
1	入札参加に関する留意事項	2 1
第 7	その他	2 3
1	その他事業契約に関する事項	2 3

第1 総則

1 入札説明書の位置付け

本入札説明書(以下「入札説明書」という。)は、滋賀県(以下「県」という。)が、滋賀県衛生科学センター整備事業(以下「本事業」という。)の入札に参加する者(以下「事業者」という。)を募集し、総合評価方式による一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)により設計施工者を選定するために定めるものである。

なお、本入札説明書は、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

2 入札説明書の構成

入札説明書は、「別表 公告時交付資料リスト」により構成される。

3 用語の定義

入札説明書に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

本事業	滋賀県衛生科学センター整備事業
要求水準書等	要求水準書本文および別紙1～別紙15
県	滋賀県。本事業の発注者
事業者	本事業を行う者であり、県と本事業に係る契約を締結する者
センター	本事業で建て替えを行う滋賀県衛生科学センター
CM業務の受託者	本事業に係るコンストラクション・マネジメント業務を行うものとして県が定めた者
管理技術者	設計業務または監理業務の管理および統括等を行う者で、契約図書の規定に基づき、事業者が定めた者
監理技術者	工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理および当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行う者で、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項に定める者

別表 公告時交付資料リスト

A.入札説明書関連	
A-01	入札説明書
A-02	落札者決定基準
A-03	提出書類について・技術提案書作成要領
B.様式集 入札説明書等に関する提出書類	
B-01	入札説明書等・要求水準書等に関する質問書
B-02	要求水準書等交付請求書および秘密保持誓約書
B-03	対話参加申請書
B-04	対話における議題内容等申請書
C.様式集 入札参加表明時の提出書類	
C-01	入札参加表明書(資格確認申請書)
C-02	特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書
C-03	委任状
C-04	誓約書
C-05	特定建設工事共同企業体協定書
C-06	設計共同企業体入札参加資格確認申請書
C-07	設計共同企業体協定書
C-08	契約実績調書(施工実績)
C-09	契約実績調書(設計実績)
C-10	配置技術者実績等調書(施工・監理技術者)
C-11	配置技術者等調書(施工・統括責任者)
C-12	配置技術者等調書(施工・現場代理人)
C-13	配置技術者実績等調書(設計・管理技術者)
C-14	配置技術者等調書(設計・建築(総合)主任技術者)
C-15	配置技術者等調書(設計・構造主任技術者)
C-16	配置技術者等調書(設計・電気設備主任技術者)
C-17	配置技術者等調書(設計・機械設備主任技術者)
C-18	配置技術者等調書(工事監理・管理技術者)
C-19	入札辞退届
D.様式集 入札時の提出書類	
D-01	入札提案書類提出届
D-02	入札提案書類確認書
D-03	入札条件および要求水準に関する誓約書
D-04	入札書
D-05	入札価格内訳書
D-06	建設工事 直接工事費内訳書
D-07	設計業務費・工事監理業務費内訳書
D-08	委任状(入札参加者→特定 JV 代表構成員)
D-09	委任状(特定 JV 代表構成員→入札代理人)
D-10	技術提案書 様式
E.契約関連	
E-01	基本契約書(案)
E-02	建築設計業務委託契約書(案)
E-03	建設工事請負契約書および契約約款(案)
E-04	建築工事監理業務委託契約書(案)
F.要求水準書 ※要求水準書等交付請求書提出者に交付	
F-01	要求水準書
G.要求水準書別紙 ※要求水準書等交付請求書提出者に交付	
G-01	敷地位置図
G-02	事業用地図

G.要求水準書別紙 ※要求水準書等交付請求書提出者に交付	
G-03	地盤調査データ
G-04	インフラ整備状況
G-05	工事区分表
G-06	ルームデータシート
G-07	諸室要件書
G-08	モデルプラン(参考)
G-09	実験什器リスト(参考)
G-10	実験什器レイアウト(参考)
G-11	少量危険物想定保管量(参考)
G-12	機械設備説明資料(参考)
G-13	LAN 環境 (参考)
G-14	解体撤去図(参考)
G-15	提出書類一覧表

第2 本事業の概要

1 事業名

滋賀県衛生科学センター整備事業

2 事業用地の概要

本施設の概要は以下のとおりである。なお、詳細については、要求水準書等を参照すること。

項 目	概 要
事業計画地	滋賀県草津市笠山7丁目4番 43 号
事業敷地面積	3,430 m ² (口腔衛生センター部分を含めた面積:5,307 m ²)
地域地区等	第1種住居地域(指定建ぺい率 60%/容積率 200%)
建ぺい率	60%
容積率	200%
その他	埋蔵文化財包蔵地外(「文化財保護法」)

本事業は、草津市開発事業手引き(令和6年4月)に従い、敷地の区画分割のみでは開発行為に該当しない。

3 施設概要

(1) 施設整備方針

令和5年7月「滋賀県衛生科学センター整備基本計画」を参考に、「健康危機管理事案に最先端の知見で迅速に対応できる地域に開かれたセンター」をコンセプトとしてセンターを整備する。

(2) 施設規模

項 目	概 要
建物用途	事務所(研究所)
工事種別	新築
建物階数	地上4～5階
延べ面積	約 3,600 m ² 以上(3,800 m ² 以下)
建物構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造または鉄骨鉄筋コンクリート造
付属施設	駐輪場上屋、廃棄物置場、平面駐車場

4 事業方式

設計業務、建設業務、工事監理業務等を一括して発注する「設計施工一括発注方式(DB 方式)」とする。

5 事業対象業務

センターの設計、建設を行うこと。設計および建設業務は、以下の業務およびそれらに関連する業務からなるが、詳細は要求水準書「第2 事業者が行う業務の範囲・内容」を参照すること。

- ① 設計業務(基本設計・実施設計、事前調査業務を含む)
- ② 建設業務
- ③ 工事監理業務
- ④ その他関連業務

6 事業期間

契約締結日から令和10年1月31日まで

7 予定価格

落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

8 担当部局

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課 管理係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電 話:077-528-3578

E-mail:ej0010@pref.shiga.lg.jp

電話および提出の際は土日祝祭日を除く9時 00 分から 17 時 00 分までとすること。

(正午から午後1時までの時間帯を除く。)

第3 入札参加に必要な資格に関する事項

1 入札参加者の構成等

(1) 入札参加者の構成

入札参加者の構成は、以下に示すいずれかであること。

- a 特定建設工事共同企業体(以下「特定 JV」という。)
- b 特定 JV と設計企業のグループ
- c 特定 JV と設計共同体(以下「設計 JV」という。)のグループ

なお、上記入札参加者の構成において、工事監理業務を担うことが困難な場合、工事監理業務を行う企業を加えることができる。

(2) 応募者が1(1)a 特定 JV の場合の要件

- ・自主的に結成された共同企業体であること。
- ・構成員は単体企業とし、構成員数は2者もしくは3者であること。
- ・経営形態は、共同施工方式であること。
- ・1 構成員の出資比率は、2者の場合は40%以上、3者の場合は25%以上であること。
- ・代表構成員の出資比率は他の構成員を上回っていること。
- ・代表構成員が参加手続を代表して実施すること。
- ・その他、特定 JV の組成に際しては滋賀県建設工事共同企業体運用基準に則ること。

(3) 応募者が1(1)b 特定 JV と設計企業のグループの場合の要件

- ・自主的に結成された共同企業体であること。
- ・特定 JV の組成については、1(2)に従うこと。
- ・特定 JV の代表構成員がグループを代表して参加手続を行うこと。

(4) 応募者が1(1)c 特定 JV と設計 JV のグループの場合の要件

- ・自主的に結成された共同企業体であること。
- ・特定 JV の組成については、1(2)に従うこと。
- ・設計 JV の構成員のうち最大の出資比率である企業を設計代表事務所とすること。なお、設計 JV の出資比率については制限を設けない。
- ・特定 JV の代表構成員がグループを代表して参加手続を行うこと。

(5) 構成員の変更等について

入札参加表明書(資格確認申請書)(以下「資格審査書類」という。)の受付日後においては、原則として応募グループの構成員の変更および追加は認めないものとする。ただし、県がやむを得ないと認めた場合は、県の承認を条件として応募グループの構成員(ただし、代表企業を除く。)の変更・追加ができるものとする。

(6) 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務と工事監理業務については、同一の者または資本面もしくは人事面において関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(7) 複数提案の禁止

入札参加者の構成員およびこれらの企業と資本面または人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

2 入札参加者の参加資格要件(共通)

全ての入札参加者および入札参加者の構成員に共通する参加資格要件として、次の要件を全て満たすこと

- a 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- b 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第251号)に規定する資格を有すると認められて、滋賀県特定調達契約競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- c 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - (イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - (エ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - (オ) 銀行取引停止処分がなされている者
- d 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

- 号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
- (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- e 資格審査書類の受付締切りの日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- f この競争入札に関し、他の共同企業体の構成員でないこと。
- g 法人税、所得税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- h 滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則第 56 号)第 195 条の2各号のいずれかに該当する者でないこと。
- i 県が本事業について、業務を委託している以下の者および同社の子会社または親会社である者でないこと。
- ・日本経営システム株式会社
 - ・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
 - ・日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社
- j 滋賀県健康医療福祉部建設工事等総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面において関連のある者が参加していないこと。

3 特定 JV の代表構成員の参加資格要件

特定 JV の代表構成員(以下「代表構成員」という。)は、次の要件を全て満たすこと。

- a 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- b 上記 a の建設工事の種類として建築一式の許可を有していること。
- c 建設業法第 27 条の 23 第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果(参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。)における建築一式工事に係る総合評定値が 1,100 点以上であること。
- d 平成 22 年(2010 年)4月1日から資格審査書類の受付締切りの日までの間に竣工引渡ししが完成した新築、増築または改築工事のいずれかで、国または地方公共団体等が発注する工事で「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型二から十二までに該当する建築物または民間の研究所、研究施設、理系大学もしくは病院用途の建築物で、延べ面積 2,000 m²以上(建物1棟にお

ける延べ面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。)の工事を単体、または共同企業体の代表構成員として元請契約し、施工した実績を有していること。

e 本件工事に係る建設業法第 26 第2項に規定する監理技術者を配置できること。監理技術者は、d に従事した実績を有すること。また、監理技術者資格者証および監理技術者講習会修了証を有していること。

f 業務実施体制は、以下の【配置予定技術者一覧(代表構成員)】の条件を満たしていること。統括責任者は現場代理人および監理技術者を兼任することを可とする。

【配置予定技術者一覧(代表構成員)】

担当者	資格等
監理技術者	・上記 d に従事し、履行した実績がある者。 ・監理技術者資格者証および監理技術者講習会修了証を有していること。
統括責任者	
現場代理人	

4 特定 JV の構成員(代表構成員を除く。)の参加資格要件

特定 JV の構成員に当たる者は、次の要件を全て満たすこと。

- a 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- b 上記 a の建設工事の種類として建築一式の許可を有していること。
- c 建設業法第 27 条の 23 第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果(参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。)における建築一式工事に係る総合評定値が 900 点以上であること。

5 設計業務を実施する入札参加者の参加資格要件

設計業務に当たる者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者は a の要件を満たすこと。

- a 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 平成 22 年(2010 年)4月1日から資格審査書類の受付締切りの日までの間に設計が完成した 3 d の実施設計実績(元請に限る。)を有していること。
- c 設計業務を担当する企業の業務実施体制は、以下の【配置予定技術者一覧(設計)】の条件を満たしていること。

【配置予定技術者一覧(設計)】

担当者	資格等
管理技術者	・一級建築士 ・3 d の建築物の実施設計業務実績に関し、管理技術者または建築(総合)主任技術者として従事し、履行した実績がある者。
建築(総合)主任技術者	・一級建築士
構造担当主任技術者	・構造設計一級建築士
電気設備担当主任技術者	・設備設計一級建築士 または 建築設備士
機械設備担当主任技術者	・設備設計一級建築士 または 建築設備士

d 各主任技術者は、兼務することはできない。

6 工事監理業務を実施する入札参加者の参加資格要件

工事監理業務に当たる者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者は a の要件を満たすこと。

a 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

b 工事監理業務を担当する企業の業務実施体制は、以下の【配置予定技術者一覧(監理)】の条件を満たしていること。

【配置予定技術者一覧(監理)】

担当者	資格等
管理技術者	・一級建築士

7 全ての配置予定技術者に共通する参加資格要件

配置予定技術者は、入札参加申請時以前に、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険および厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金保険に3カ月以上加入していること。ただし、各保険について法令で適用除外されている場合を除く。

8 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、資格審査書類の受付締切りの日とする。

9 参加資格の喪失

参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員のいずれかが入札参加資格を

欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表構成員以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、入札参加資格等を確認の上、県が認めた場合は、入札に参加できるものとする。

開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表構成員以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、県が入札参加資格の確認および入札参加者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

別表1 参加資格要件

企業の参加要件

	入札参加者の役割	許可・登録	経営事項審査	実績
1	特定JVの代表構成員	特定建設業の許可 「建築一式」の登録	建築一式工事に係る 総合評定値1,100点以上	平成22年（2010年）4月1日から資格審査書類の受付締切の日までの間に竣工引渡しが完成した新築、増築または改築工事のいずれかで、国または地方公共団体等が発注する工事で「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型二から十二までに該当する建築物または民間の研究所、研究施設、理系大学もしくは病院用途の建築物で、延べ面積 2,000㎡以上の施工実績
2	特定JVの構成員	特定建設業の許可 「建築一式」の登録	建築一式工事に係る 総合評定値900点以上	
3	設計業務を実施する 入札参加者	一級建築士事務所の登録		平成22年（2010年）4月1日から資格審査書類の受付締切の日までの間に設計が完成した新築、増築または改築工事のいずれかで、国または地方公共団体等が発注する工事で「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型二から十二までに該当する建築物または民間の研究所、研究施設、理系大学もしくは病院用途の建築物で、延べ面積 2,000㎡以上の実施設計実績
4	工事監理業務を実施する 入札参加者	一級建築士事務所の登録		

配置予定技術者の参加要件

	入札参加者の役割	役割	資格等	実績
1	特定JVの代表構成員	監理技術者	監理技術者資格者証および 監理技術者講習会修了証	平成22年（2010年）4月1日から資格審査書類の受付締切の日までの間に竣工引渡しが完成した新築、増築または改築工事のいずれかで、国または地方公共団体等が発注する工事で「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型二から十二までに該当する建築物または民間の研究所、研究施設、理系大学もしくは病院用途の建築物で、延べ面積 2,000㎡以上の施工実績
2		統括責任者		
3		現場代理人		
4	設計業務を実施する 入札参加者	管理技術者	一級建築士	平成22年（2010年）4月1日から資格審査書類の受付締切の日までの間に設計が完成した新築、増築または改築工事のいずれかで、国または地方公共団体等が発注する工事で「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型二から十二までに該当する建築物または民間の研究所、研究施設、理系大学もしくは病院用途の建築物で、延べ面積 2,000㎡以上の実施設計実績を管理技術者または建築（総合）主任技術者として従事した実績
5		建築（総合）主任技術者	一級建築士	
6		構造主任技術者	構造設計一級建築士	
7		電気設備主任技術者	設備設計一級建築士 または建築設備士	
8		機械設備主任技術者	設備設計一級建築士 または建築設備士	
9	工事監理業務を実施する 入札参加者	管理技術者	一級建築士	

第4 総合評価に関する事項

1 落札者の決定方法

入札参加者は、入札価格および技術提案書をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、「価格点」、「実績点」および「技術提案点」の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を最優秀提案として選定する。なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、「技術提案点」が最も高い提案を最優秀提案として選定し、「技術提案点」が同点の場合、くじ引きにより最優秀提案を選定する。

2 総合評価の方法

総合評価点を100点とし、配点等の詳細は、「落札者決定基準」(A-02)による。

第5 入札手続に関する事項

1 入札スケジュール

入札に関する手続は、次のスケジュールにより行う予定である。

スケジュール(予定)	内容
令和7年6月17日(火)	入札公告(入札説明書等の公表)
公告日～ 令和7年7月8日(火)	要求水準書等の交付
令和7年7月1日(火)	入札説明書等に関する質問の受付締切
令和7年7月8日(火)	入札説明書等に関する質問への回答の公表
令和7年7月15日(火)	入札参加表明書等の受付締切
令和7年7月15日(火)	入札保証金の納付等に係る書類の提出
令和7年7月29日(火)	要求水準書等に関する質問の受付締切
令和7年7月29日(火)	対話の受付締切
令和7年8月5日(火)	要求水準書等に関する質問への回答の公表
令和7年8月上旬	対話の実施
令和7年8月中旬頃	対話内容の通知 要求水準書等に関する質問への回答の公表(追加)
令和7年8月22日(金)	資格確認結果の通知
令和7年10月2日(木)	入札提出書類(提案書)の提出締切
令和7年10月3日(金)	入札書の開札
令和7年10月中旬頃	技術提案書のプレゼンテーション・ヒアリングの実施
令和7年10月下旬頃	落札者の決定
令和7年10月下旬頃	落札者の公表
令和7年10月下旬頃	仮契約の締結
令和7年12月下旬頃	事業契約に係る議会の議決(本契約の締結)

2 入札説明書等の公表

入札説明書等は、県のホームページに掲載する。

3 要求水準書等の交付

要求水準書等交付請求書および秘密保持誓約書(様式 B-02)を提出し県が受理した者に対し、要求水準書等を交付する。

(1) 期間

公告日から令和7年7月8日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(必着)

(2) 交付方法

要求水準書等の交付を希望する者は要求水準書等交付請求書および秘密保持誓約書(様式 B-02)を持参または郵送にて提出すること。要求水準書等交付請求書および秘密保持誓約書(様式 B-02)を提出し県が受理した者に対し、指定のアクセス先 URL およびパスワードを記載した電子メールを送付する。これを受理した者は、指定の URL にアクセスして要求水準書等をダウンロードすること。

提出先は第2 8のとおり。

4 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に記載した内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

公告日から令和7年7月1日(火)正午)まで(必着)

(2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等・要求水準書等に関する質問書」(様式 B-01)に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること(文書形式は Microsoft-Excel とする)。また、件名に「入札説明書 質問」と表記すること。口頭または電話による質問は受理しない。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該電子メールの着信確認を行うこと。

提出先は第2 8のとおり。

5 入札説明書等に関する質問への回答の公表

質問に対する回答は県ホームページで一括して公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。

県は質問および意見の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。変更を行った場合は、県ホームページ等で公表する。

6 入札参加表明書等の受付

入札参加希望者は、入札参加表明書等および入札参加表明時の提出書類(以下「入札参加表明書等」という。)を提出すること。なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

(1) 受付期間

令和7年6月17日(火)から令和7年7月15日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午

後5時まで(ただし、持参の場合は正午から午後1時までを除く)(必着)

(2) 提出方法

「提出書類について・技術提案書作成要領」(A-03)に示す書類を提出すること。

持参または郵送によるものとする。(配達記録が残る方法に限るものとし、受付期間内に必着すること。)提出先は第28のとおり。

7 入札保証金の納付等に係る書類の提出

(1) 受付期間

令和7年6月17日(火)から令和7年7月15日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)(

(2) 提出方法

持参によるものとし、他の方法による提出は受け付けない。

提出先は第28のとおり。

8 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、資格審査書類を提出した入札参加希望者に対して、令和7年8月22日(金)までに書面により通知する。

9 入札に参加する要件がないとされた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、次のとおり、県に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(1) 提出方法

様式は自由とする。(ただし、代表構成員の代表者印を要する。)

持参または郵送によるものとする。(配達記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。)提出先は第28のとおり。

(2) 提出期間

令和7年8月29日(金)午後5時まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、持参の場合は正午から午後1時までを除く)(必着)

(3) 理由説明への回答

県は説明を求められた場合、令和7年9月5日(金)までに説明を求めた参加表明書の提出者に対して書

面により回答する。

1 0 要求水準書等に関する質問の受付

要求水準書等に記載した内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

公告日から同年令和7年7月29日(火)正午まで(必着)

(2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等・要求水準書等に関する質問書」(様式 B-01)に必要な事項を記入の上、電子メールで提出すること(文書形式は Microsoft-Excel とする)。また、件名に「要求水準書等質問」と表記すること。口頭または電話による質問は受理しない。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

提出先は第2 8のとおり。

1 1 要求水準書等に関する質問への回答の公表

第4 5のとおり。

1 2 個別対話の実施

本事業に対する理解を深め、技術提案の検討の方向性や具体化への一助となることを目的に、本事業の提案に関する全般な事項を対象とし、参加要件の確認を受けた入札参加者を対象に個別に対話を実施する。

入札参加者は、動線計画、配置計画および諸室面積等の要求水準書等に係る水準について、質問することができる。要求水準書等の解釈方法などについての質問のみを対話項目とし、計画や提案に対する評価は行わない。なお、当該質問の内容は入札提出書類の内容を拘束するものではなく、また、その内容は、審査に一切影響するものではない。対話の実施に当たっては、参加者間での公平性・透明性の確保に配慮する。

(1) 受付期間

公告日から令和7年7月29日(火)正午時まで(必着)

(2) 申込方法

対話を希望する入札参加者は、「対話参加申請書」(B-03)に必要な事項を記入の上、電子メールで提出すること(文書形式は Microsoft-Word とする)。また、件名に「【事業者名】対話申込書」と表記すること(事業者名は代表者名に変更すること)。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

提出先は第2 8のとおり。

(3) 対話実施日

令和7年8月上旬

なお、開催日時、実施場所等の詳細については申込者に対して別途案内する。

(4) 対話における議題・質問等

県は、対話の実施に先立ち、対話における議題・質問等を受付ける。また、県および入札参加者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、入札参加者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする予定である。なお、詳細は、申込者に対して別途案内する。

(ア) 受付期間

公告日から令和7年7月29日(火)午後5時まで(必着)

(イ) 提出方法

対話を希望する入札参加者は、「対話における議題内容等申請書」(B-04)に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること(文書形式は Microsoft-Excel とする)。電子メールで提出する際は、件名に「【事業者名】対話議題」と表記すること(事業者名は代表者名に変更すること)。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

提出先は第2 8の通り。

(5) 留意事項

個別対話の内容は、入札参加者の権利、競争上の地位および正当な利益を害することを防ぐため、原則公表しない。ただし、要求水準書等の解釈方法など事業全体に係る対話内容については、事前に、当該対話を行った入札参加者へ公表する旨を通知したうえで、公表する場合がある。

個別対話は、本事業の提案に関する全般的な事項を対象とし、実施希望者ごとに対面による質問応答形式により実施する。

県は、個別対話の実施の有無により、入札参加者間の優劣が生じることがないように、公平性の確保に十分留意する。

個別対話の結果により、発注資料の変更等が生じる場合には、速やかに県ホームページにて公表する。

1 3 入札提出書類(提案書)の提出

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、「入札時の提出書類」(以下「入札提出書類」という。)を次のとおり提出すること。なお、提出日時までに入札提出書類を提出しない場合は、入札に参加できない。また、入札回数は1回とする。

(1) 提出日時

令和7年10月2日(木)午後4時まで

持参の場合は午前9時から午後5時(10月2日(木)は午後4時まで(正午から午後1時までを除く))

郵送の場合は、令和7年10月1日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

「提出書類について・技術提案書作成要領」(A-03)に示す書類を提出すること。

持参または郵送によるものとする。(配達記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。)提出先は第28のとおり。

(3) 開札日時

令和7年10月3日(金)午後2時

(4) 開札場所

大津合同庁舎 3階 入札室 (大津市松本一丁目2番1号)

(5) 入札書の記入

落札決定にあたっては、入札書(様式D-04)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書(様式D-04)に記入すること。

(6) 入札価格内訳書

ア 入札書(様式D-04)に記載される入札価格に対応した入札価格内訳書(様式D-05)、建築工事 直接工事費内訳書(様式D-06)および設計業務費・工事監理業務費内訳書(様式D-07)(以下「入札価格内訳書等」という。)を入札書(様式D-04)と同時に提出すること。

なお、郵便入札にあつては、当該入札価格内訳書等を表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて郵送すること。

イ 入札価格内訳書等の確認は落札候補者についてのみ行うこととし、確認の結果、下記に該当した場合入札は無効とする。(財務規則第199条第8号関係)

(ア) 入札価格内訳書等の提出がない場合

(イ) 入札書記載金額と入札価格内訳書記載金額が一致していない場合

(ウ) 入札価格内訳書等に計算間違い、記載漏れがある場合

(エ) 入札価格内訳書等に共同企業体の名称、代表構成員の商号または名称、代表者の職・氏名、

入札者氏名(代理人が入札の場合)、押印等の必要事項の記入がない場合

(オ) 入札価格内訳書等の金額に加除訂正がある場合

(カ) 入札価格内訳書等が適当でない場合

(7) 開札方法

開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

(8) 技術提案書のプレゼンテーション・ヒアリング

審査委員会は、技術提案書等を提出した者に対し、令和7年10月中旬頃にプレゼンテーション・ヒアリングを行う。プレゼンテーション・ヒアリングの内容、実施時刻および場所については、県より別途案内する。

1.4 落札者の決定

県は、審査委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。詳細については、「落札者決定基準」(A-02)を参考とすること。

1.5 結果の通知および公表

落札者の決定結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書で通知し、あわせて県ホームページで公表する。

1.6 非落札理由に対する説明

非落札者のうち、落札者の決定結果に不服がある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に、書面により、契約担当者に対して非落札理由についての説明を求めることができる。なお、当該書面は、第2.8の部局に持参により提出することとする。契約担当者は、非落札理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面により回答する。

1.7 非落札理由に対する苦情の申立

(1) 上記の回答を受けた者のうち、非落札理由に不服がある者は、回答をした翌日から起算して10日(休日を含む。)以内に、書面で滋賀県特定調達苦情検討委員会に対して苦情申し立てを行うことができる。

(2) 連絡先

滋賀県会計管理局管理課 TEL 077-528-4311

第6 遵守事項

1 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への入札参加資格を失うものとする。

・入札に当たって、入札参加者は「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

・入札に当たって、入札参加者は競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格および提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格および提案内容等を定めなければならない。

・入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格および提案内容等を意図的に開示してはならない。

・入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、審査委員会の委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、または他社を不利にするよう働きかけてはならない。

(2) 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札提出書類作成要領

入札提出書類を作成するに当たっては、「提出書類について・技術提案書作成要領」(A-03)に示す指示に従うこと。

(4) 入札のとりやめ等

入札参加者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められるとき、またはその恐れがあるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期、もしくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、「入札辞退届」(様式 C-19)を担当部局まで提出すること。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、県により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

- ・滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則第 56 号)第 199 条の規定に該当する入札
- ・資格確認申請書、提出した資料等に虚偽の記載をした入札

(7) 入札提出書類の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、県は、本事業の公表およびその他県が必要と認める場合、落札者の提案書の一部または全部を無償で利用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(ウ) 苦情の申立て

入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第 80 号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

第7 その他

1 その他事業契約に関する事項

(1) 使用する言語、通貨単位および時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

(2) 入札保証金

入札金額(入札価格に消費税および地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。)の20分の1以上を納付すること。ただし、利付国債の提供または滋賀県が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、または滋賀県が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等(国債の総額、滋賀県が確実と認める金融機関の保証に係る保証金額および入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。)は入札金額(税込み)の20分の1以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等(入札保証金の納付に代わる担保としての国債または滋賀県が確実と認める金融機関の保証の提供および入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結または滋賀県が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社(以下「金融機関等」という。)の契約保証の予約を含む。以下同じ。)を行わない者および入札保証金の納付等に係る書類を提出しない者ならびに入札保証金の金額等が入札金額(税込み)の20分の1に満たない者または金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額(税込み)に満たない者もしくは保証金額が見積金額(税込み)の10分の1に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

(ア) 提出期間、場所および方法

第28および第57のとおり

(イ) 増額変更

令和7年9月26日(金)の正午まで1回に限り認める。なお、増額変更は当初納付した入札保証金の金額等または金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額もしくは保証金額の2倍以内に限る。

(ウ) 減額変更

認めない。

(エ) 保証期間

令和8年3月31日(火)まで

(オ) その他

・入札保証金の納付等にかかる費用は、入札参加者の負担とする。

・提出期間内に入札保証金の納付等がない場合は、入札参加資格がないものとみなす。

(3) 契約保証金

落札価格の10分の1以上を納付すること。ただし、落札価格の10分の1以上に相当する利付国債の提供または保証事業会社もしくは金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結し、または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 予定価格超過による再入札の取り扱い

(ア) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは再度の入札を行う。

(イ) 再度の入札は、入札を行った者のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に通知する日に入札を行う。

(ウ) 再入札の際には入札価格内訳書等の提出は不要とする。ただし、再入札において落札候補者となった場合には1回目の入札時に提出した入札係内訳書等を確認することとし、4(9)イに該当した場合は無効とする。

(エ) 1回目の入札において失格または無効となった者は再入札に参加することはできない。

(5) 契約の締結

(ア) この工事の契約については、滋賀県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。また、落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が、次に該当することとなった場合は、契約を締結しない。

・第3 2 a からd、f または h に掲げる要件を満たさなくなった場合

・滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けた場合

(イ) 契約書作成の要否

要

(6) 支払い条件

(ア) 前金払の有無

有

(イ) 中間前金払の有無

有

(ウ) 部分払の有無

有

なお、中間前金払の取り扱いは「滋賀県公共工事中間前金払制度事務取扱要領」による。

(7) 支払年度区分

本事業は、令和7年度債務負担行為につき、令和8年度以降に係る支払いは各年4月1日以降とする。

なお、支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、本事業の進捗、予算の都合により変更することがある。

- ・令和7年度 本業務対価の内、設計費・設計および工事に係る事務費
(消費税および地方消費税を含む。) 約 1%
- ・令和8年度 本業務対価の内、設計費・工事費・工事監理費・設計および工事に係る事務費
(消費税および地方消費税を含む。) 約 23%
- ・令和9年度 本業務対価の内、工事費・工事監理費・設計および工事に係る事務費
(消費税および地方消費税を含む。) 約 76%

(8) 現地説明会

行わない。

(9) 1 者入札

本入札において入札参加者が 1 者のみの場合でも、入札を有効とする。

(10) 代理人が入札する場合は、入札書(様式 D-04)と同時に委任状(様式 D-09)を入札執行者に提出すること。なお、この場合の入札書には、委任状(様式 D-09)の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

以上